

第8期青梅市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)についての意見

No	受付日	頁	意見内容	回答
1	12月4日		<p>介護保険が施行された2000年7月の「厚生白書」（平成12年版）は、「市町村が保険者となることは、市町村行政に大きな影響を与える」と述べています。その第一に掲げるのは、「住民の意見を踏まえた行政が促される」とし、「住民代表を交えた計画策定委員会」の設置や「公聴会や説明会を開催するなどして、住民の意見の反映を図ることが求められている」と述べています。「白書」が述べるように、住民（被保険者ほ包摂する広い概念）の「意見の反映を図る」には、パブリックコメントにかける前に、少なくとも「日常生活圏域」（3圏域）ごとぐらいに住民説明会を開き、市が提示する「高齢者保健福祉」・「介護保険事業」両計画を住民に周知をはかった後に、パブリックコメントにかけないと住民には理解できず、「住民の意見の反映を図る」ことはできないと思います。ぜひ、住民説明会を開いていただきたいと思います（今回は事後でも結構です）。</p>	<p>計画の作成プロセスについては、本計画書8頁に記載した国が示す手順にもとづき、市民アンケートなどを実施しながら進めてまいりました。また、計画策定は、被保険者の代表である各種団体の代表や、公募による市民の参加をいただいております青梅市介護保険運営委員会に諮問し策定しております。</p> <p>また、介護保険制度等の説明については、青梅市生涯学習まちづくり出前講座で実施しておりますので、住民説明会については、今後の取組の際の御意見として承ります。</p>
2	〃		<p>介護保険制度は20年が経過し、軽度者が給付枠内から除外され地域支援事業に移され、介護保険施設（特養）への入所基準が厳しくなるなど、給付体系が大きく変わりました。「持続可能性」を名分に、介護報酬は抑制され従事者不足など事業者の経営難やご苦労、保険料や利用料など受益者負担もかなり重くなっています。市区町村（運営主体・責任主体）の自主性や独自性が失われ、ニーズをかかえる利用者やその家族にとって、非常に使い勝手のわるい制度になっていると思います。市区町村は自治事務として自治性を発揮し、市民の意見や要望を反映して、使い勝手のよい制度になるよう期待します。</p>	<p>高齢化が進展するなか、国は、制度の持続可能性の確保のための見直しを進めております。</p> <p>本市においては、計画の策定および実施は、市民アンケートなどによるニーズの把握とともに、被保険者の代表である各種団体の代表や、公募による市民の参加をいただいております青梅市介護保険運営委員会の意見を聞きながら取り組んでます。</p> <p>また、地域支援事業における市区町村の権限も拡大していますので、引き続き、本計画にもとづき青梅市版地域包括ケアシステムの構築に向け取り組んでまいります。</p>
3	〃	60	<p>P60に、「第6節 新型コロナウイルス感染症への対応状況」はありますが、第8期計画のなかに「新型コロナウイルス感染症への対策」があるのでしょうか。コロナは終息の兆しがなかなか見えてきません。おそらくこうした状態のまま、第8期に入っていくのではないかと思います。青梅市の感染状況をみると、最近が増える傾向が如実です。高齢者のリスクを考え、第8期計画の大きな柱の一つに位置付けることが必要だと思います。</p>	<p>現在のコロナ禍の状況を踏まえて国は、10頁に記載のとおり、基本的な指針に新たに「災害や感染症対策に係る体制整備」を位置づけました。</p> <p>本計画では、各論第2章第2節（79頁から82頁）に関連事業を記載しております。</p> <p>なお、本市においては、国が求める災害対策や感染症対策のみならず、熱中症対策も高齢者の生活安全対策として重要であると捉え、計画に事業を位置づけております。</p>
4	〃	70	<p>P70以下に、いろいろな事業メニューが列挙され、事業名、事業の内容が縷々述べられています。これらの事業を実効性あるものにするには、高齢者の参加が必要で、そのためには移動手段の確保が必要です。青梅市はバスやタクシーなどの公共交通の便が悪いので、コミュニティバスやデマンドタクシーなど、市に係る公共移動手段の設置が必要と考えます。そうでないと高齢者は外出しにくく、日常生活の利便性を向上させることが必要だと思います。</p>	<p>本計画の基本理念である「福祉が充実したまち」を実現し、4つの基本目標を達成するため、青梅市介護保険運営委員会の意見を踏まえながら、関係部署や関係機関、団体等と協力・連携し取り組んでまいります。</p> <p>公共交通移動手段については、これまで「青梅市公共交通基本計画」にもとづき取り組んでまいりました。現在、計画見直しに着手しており、今後策定する「青梅市地域公共交通計画（仮称）」において引き続き検討してまいります。</p> <p>なお、高齢者の外出等支援については、85頁に記載したとおり外出等支援の情報提供を継続してまいります。</p>
5	〃	78	<p>P78に、「第2項 歩行者空間の整備と交通安全対策」として、「歩道や市道区画線等の整備を行い、高齢者の外出の安全を図るとともに、交通安全教育を実施し、高齢者の交通安全対策を図ります。」とあります。歩道の整備については、歩道がない道路に歩道の設置、狭い歩道は車いすや自転車が利用できるよう拡幅するなど、ぜひお願いいたします。</p> <p>また、交通安全教育について、高齢者自身も必要ですがクルマを運転する人を対象とする高齢者以外を対象にした教育しなければ、安全は確保できないと思います。</p>	<p>青梅市では、交通安全対策基本法にもとづく「青梅市交通安全計画」を策定し、講ずべき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策に取り組んでおります。</p> <p>引き続き、この計画にもとづき、道路交通環境の整備や交通安全教育の推進など、あらゆる世代に安全で安心な交通安全対策を進めてまいります。</p>